

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年3月19日

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区ひとり親家庭の子どもの学習支援事業委託

(2) 履行期間 平成25年6月～平成26年3月31日(予定)

(3) 業務内容

学習支援ボランティアの確保及び登録事務

参加児童の受付及び登録事務

学習支援の実施内容及び実施方法等

日時：原則として、第1、3土曜日の午後2時～午後4時

会場：2会場(区が会場を用意するため、会場使用料は不要)

対象者：各会場とも、登録児童20名(定員)

参加費：無料

学習支援ボランティアの人材育成

事業実施報告書の作成

学習支援ボランティアへの活動費等の支払い

2 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能な社会福祉法人、財団法人等の公共的団体及び特定非営利活動法人で、次の各事項をすべて満たしたものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 国、自治体又は公益法人から補助を受け、又、委託事業として、ひとり親家庭を支援する事業、あるいは子どもの学習を支援する事業の実績を有している法人であること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

事業実施方針の理解度

学習支援ボランティアの確保の見通し

参加児童の受付体制及び面談方法

学習支援の実施内容及び実施方法

学習支援ボランティアへの研修及びフォロー体制

事業実施報告書の作成内容

その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等）

コーディネーターに関する提案内容

スケジュールの具体性

- (2) 職員配置の内容は事業実施できる体制を組んでいるか、また業務責任者及びコーディネーターの業務履歴は事業内容にあったものであるか
- (3) 法人の経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。
- (4) 見積もりの金額、内容は妥当なものであるか。

5 手続き等

(1) 担当課

世田谷区子ども部子ども家庭課子育て支援

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4 - 2 1 - 2 7 区役所第1庁舎地下1階

電 話：03 - 5432 - 2569

F A X：03 - 5432 - 3081

お問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 事業者向け説明会の開催

日 時：平成25年3月26日（火）

会 場：世田谷区立子ども・子育て総合センター3階研修室

申込み：平成25年3月22日（金）までに申込用紙を上記担当課にファクシミリで送付すること。申込用紙の配布は、上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロードで行う。

(3) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成25年3月19日（火）より4月3日（水）正午まで

場 所：上記（1）に同じ。

方 法：上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロード
なお、土日・祝日はホームページのみとする。

(4) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期 限：平成25年4月3日（水）正午必着

場 所：上記（1）に同じ。

方 法：持参または郵送すること（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。）

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期 限：平成25年4月26日（金）正午必着

場 所：上記（1）に同じ。

方 法：持参または郵送（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。）

(6) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

平成25年5月8日（水）を予定しているが、招請事業者数等により予定を変更

する場合がある。

(7) 審査結果通知

平成25年5月16日(木)に文書で通知する(予定)。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(平成26年度、平成27年度。ただし、事業の評価検証を行うため、業務内容を変更する可能性がある。)

(5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)と同じ。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 詳細は説明書による。